



発行 東京都

目次

42

訓令

- 職員の仕事時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）……………一
 - 職員の仕事時間等に関する規程の一部改正……………（同）……………二
 - 東京都事案決定規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）……………二
 - 東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………（同）……………二
 - 職員の仕事発明等に関する規程の一部改正……………（財務局財産運用部総合調整課）……………二
- 規 則（教）
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………三
 - 学校職員の仕事時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三
 - 東京都教育委員会一般職非常勤職員の仕事時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 東京都公立学校一般職非常勤職員の仕事時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 学校職員の仕事等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四
 - 学校職員の仕事手当に関する規則の一部を改正する規則……………六
 - 職員の仕事時間等に関する規程の一部改正……………六
 - 東京都選挙管理委員会事務局職員の仕事考課に関する規程の一部改正……………七

規則（人）

訓令（監）

規程（下水）

- 東京都職員の仕事管理に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 東京都監査事務局仕事規程の一部改正……………九
- 東京都下水道局企業職員の仕事時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都下水道局企業職員の仕事等に関する規程の一部を改正する規程……………一〇
- 東京都下水道局企業職員の仕事手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する仕事取扱規程の一部を改正する規程……………三

訓令

東京都訓令第二十号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
取 用 委 員 会 事 務 局
勞 働 委 員 会 事 務 局

職員の仕事時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二条の二中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十一号

庁 中 一 般

支 業 所

収 用 委 員 会 事 務 局

事 業 所

支 業 所

職員の勤務時間等に関する規程（平成七年東京都訓令第六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二条の次に次の一条を加える。

（年次有給休暇の時季指定）

第三条 任命権者は、年次有給休暇（任命権者が付与する年次有給休暇の日数が十日以上である技能職員に係るものに限る。以下同じ。）の日数のうち五日については、一年（年の途中で年次有給休暇を付与した場合は、当該付与日から一年以内）において、技能職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、技能職員が年次有給休暇を取得した場合（前項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。）においては、当該年次有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附 則

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日後の最初の年次有給休暇の付与日が平成三十二年一月一日である技能職員に係る年次有給休暇については、当該付与日の前日までの間は、なお従前の例による。

●東京都訓令第二十二号

庁 中 一 般

東京都事案決定規程（昭和四十七年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第四号中「及び室長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十三号

庁 中 一 般

支 業 所

収 用 委 員 会 事 務 局

事 業 所

東京都の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一項の表一の部三の項中「及び室長」を削り、「及び組織規程」を「並びに組織規程」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十四号

支 業 所

収 用 委 員 会 事 務 局

事業所

職員の職務発明等に関する規程(平成八年東京都訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

第二条第三号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

第十条中「第四十四条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

規則(教)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二及び第三十条第三項第二号中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の三項を加える。

3 教育委員会は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 第三号に規定する職場以外の職場に勤務する職員(次号に掲げる職員を除く。)

次のイ及びロに定める時間

イ 一月について四十五時間

ロ 一年について三百六十時間

二 一年において勤務する職場が次号に規定する職場から前号に規定する職場となった職員

イ 一年について七百二十時間

ロ 次号に規定する職場から前号に規定する職場となった日から当該日が属する月の末日までの期間(以下「特定期間」という。)が属する月において次号イ、ハ及びニに定める時間及び月数

ハ 特定期間の末日の翌日から一年の末日までの期間において次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一月について四十五時間

(2) 三十時間に当該期間の月数を乗じて得た時間

三 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い職場として教育委員会が定める職場に勤務する職員

イ 一月について百時間未満

ロ 一年について七百二十時間

ハ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たり
の平均時間について八十時間

ニ 一年のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

4 教育委員会が、特例業務（大規模災害への対処、児童又は生徒の指導に関する緊急の措置その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものとして教育委員会が認めるものをいう。以下同じ。）に従事する職員又は教育委員会が定める期間及び場合において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

5 教育委員会は、前項の規定により、第三項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
第三十一条中「第七条第一項及び第二項」を「第七条第一項から第五項まで」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第七条第三項第三号ハ（同項第二号ロに掲げる場合を含む。）の規定の適用については、同項第三号ハ中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

●東京都教育委員会規則第十号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第八条中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十一号

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。
第八条中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十二号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(注)

- 1 事由欄には、単に遅参、早退、私事欠勤等と記入するだけでなく、なるべく具体的に、例えば、父の看病のため早退等とその理由を記入すること。
 - 2 給与減額の基礎となる時間数の欄及び特殊勤務手当(第12条第1項第4号に定める手当をいう。以下同じ。)に係る非減額時間数(月額)の欄には、月間計欄の時間の1時間未満を端数処理(30分以上は切上げ、30分未満は切捨て)したものを記入すること。
 - 3 勤務1時間当たりの給料等の額及び勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額とは、給与条例第20条の規定に基づいて算出した額をいう。ただし、特殊勤務手当以外の手当で、その月に不支給のものがある場合については、当該手当の勤務1時間当たりの額を除外して、勤務1時間当たりの給料等の額の合計額を算出すること。
 - 4 特殊勤務手当の支給の有無欄には、減額の対象となるべき事実のあつた日における特殊勤務手当の支給の有無を記入すること。
また、特殊勤務手当の支給がある場合で、その日に減額すべき特殊勤務手当の額が、その日の特殊勤務手当の支給額を超えるときは、その支給額を括弧内に記入すること。
なお、減額すべき特殊勤務手当の額は、その日の勤務しなかつた時間数欄の時間の1時間未満を端数処理(30分以上は切上げ、30分未満は切捨て)したものに、勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額を乗ずることにより算出すること。
 - 5 特殊勤務手当に係る非減額時間数の欄には、次に該当するときのみ、その日の勤務しなかつた時間数を記入すること。
 - (1) 減額の対象となるべき事実のあつた日において、特殊勤務手当の支給がなかつたとき。
 - (2) 減額の対象となるべき事実のあつた日において、減額すべき特殊勤務手当の額が、その日の特殊勤務手当の支給額を超えるとき。
- 6 教育委員会の確認方法
- (1) その月分を一括して、次の給与期間において減額する場合
その月の減額対象となる事実につき、とりまとめて確認を行うものとする。
 - (2) 給料の支給日前において減額の対象となるべき事実が生じ、その月の給与から減額する場合
その減額分に関する事実につき、給料の支給日前の段階で、とりまとめて確認を行うものとする。したがって、月間計欄以下はその減額分につき記入することとなる。
- イ 給料支給日後において、更に減額すべき事実が生じた場合には、その分につき別に整理簿を作成し、月間計欄にはアの月間計との合計を記入し、以下の欄は、これを基準として記入の上、確認を行うこと。
- ウ イの月間減額分とアの既減額分との差額は、次の給与期間において減額すること。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則別記様式第四号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するものとがらめる。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十三号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万」を「一万分の一万九千五百」に改め、同項第二号中「一万分の九千三百四十五」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第三号中「一万分の九千四百五十」を「一万分の九千」に、「一万分の一万六千」を「一万分の一万五千」に改め、同項第四号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同項第五号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千二百二十七・五」に改め、同項第六号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千二百七十五」に、「一万分の六千」を「一万分の五千五百」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第六号

都立高等学校
都立中等教育学校

都立特別支援学校
都立中学校

職員の勤務時間等に関する規程（昭和三十八年東京都教育委員会訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

第十条第二項中「東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を「東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に改める。
第十条の次に次の一条を加える。

（年次有給休暇の時季指定）

第十一条 東京都教育委員会は、年次有給休暇（東京都教育委員会が付与する年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下同じ。）の日数のうち五日については、一の年（年の途中で年次有給休暇を付与した場合は、当該付与日から一年以内）において、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を取得した場合（前項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。）においては、当該年次有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附則

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日後の最初の年次有給休暇の付与日が平成三十二年一月一日である職員に係る年次有給休暇については、当該付与日の前日までの間は、なお従前の例による。

訓令（選）

●東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局職員の人事考課に関する規程（平成十四年東京都選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都選挙管理委員会

第五条第三号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

規則（人）

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「一般財団法人みなと総合研究財団」を「一般財団法人みなと総合研究財団」に、「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に、「東京都職業能力開発協会」を「東京都職業能力開発協会」に、「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」を「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」に改める。

別表第二中 「株式会社東京TYフィナンシャルグループ」を「株式会社東京きらほしフィナンシャルグループ」に、「株式会社日本宝くじシステム」を「株式会社日本宝くじシステム」に改める。

「株式会社日本宝くじシステム」に改める。

別記第一号様式表を次のように改める。

別記
第一号様式 (第12条関係)

(表)

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

(任命権者) 殿

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第38条の2第6項第6号及び東京都職員の退職管理に関する規則 (平成28年東京都人事委員会規則第11号) 第12条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日生
勤務先営利企業等の名称		勤務先営利企業等における役職	
連絡先	電話番号 (- -)	FAX (- -)	

勤務先営利企業等の業務内容

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日	離職時の職	職務内容
離職前5年間の(※)の在職状況等			
所屬・職 (階級)		在職期間	
自 至	年 月 日	年 月 日	
自 至	年 月 日	年 月 日	
自 至	年 月 日	年 月 日	
自 至	年 月 日	年 月 日	
自 至	年 月 日	年 月 日	
自 至	年 月 日	年 月 日	
自 至	年 月 日	年 月 日	

※ 申請者が東京都職員の退職管理に関する規則第21条に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで通って記載すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第二号様式 (第13条関係)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

東京都人事委員長 殿

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第38条の2第7項及び東京都職員の退職管理に関する規則 (平成28年東京都人事委員会規則第11号) 第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日生
所 属			
職 (階級)			

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

ふりがな 氏 名	要求又は依頼が行われた日時
	年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の役職

離職時の所屬

離職時の所屬	離職時の職 (階級)
--------	------------

3 要求又は依頼の具体的な内容

--

(日本工業規格A列4番)

第3号様式 (第18条関係)

再就職状況届出書

年 月 日

(任命権者) 殿

東京都職員の退職管理に関する条例 (平成27年東京都条例第127号) 第7条及び東京都職員の退職管理に関する規則 (平成28年東京都人事委員会規則第11号) 第18条に基づき、再就職先の状況について下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

ふりがな	印	生年月日	年 月 日生
氏名			
離職時の所属*			
離職時の職 (階級)*		離職日 (離職予定日)	年 月 日
現住所 (連絡先)	郵便番号 ()	電話番号 ()	()

* 離職前の職員は、現在の所属及び職 (階級) を記入すること。

2 再就職先企業等に関する情報

再就職先の名称			
再就職先の所在地	郵便番号 ()	電話番号 ()	()
再就職先における役職			
再就職先の業務内容			
再就職日*	年 月 日	再就職先における勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
備考			

* 離職前の職員は、再就職予定日を記入すること。

地方公務員法第38条の2各項に定める事項 (再就職者による依頼等の規制) を遵守すること
 確認しました。

(日本工業規格A列4部)

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定 (「株式会社東京TYフィナンシャルグループ」を「株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

訓 令 (監)

●東京都監査委員訓令第二号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程 (昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号) の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

- 東京都監査委員 清水 やすこ
- 東京都監査委員 神 林 茂
- 東京都監査委員 友 淵 宗 治
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
- 東京都監査委員 松 本 正一郎

第六条の表監査第一課の項第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部」に改め、「警視庁」を削り、同表監査第二課の項第一号中「水道局」の下に「警視庁」を加え、同表監査第三課の項第一号中「都市整備局」の下に「住宅政策本部」を加える。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を
改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第八項第一号中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条中第十四項を第十六項とし、第十三項の次に次の二項を加える。

14 所属長は、年次有給休暇（一の年において付与された年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の日数のうち五日については、一の年（年の途中で年次有給休暇が付与された場合は、当該付与日から一年以内）において、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。

15 前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を取得した場合（前項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。）においては、当該年次有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附 則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日後の最初の年次有給休暇の付与日が平成三十二年一月一日である職員に係る年次有給休暇については、当該付与日の前日までの間は、なお従前の例による。

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。
第九条第四項中「技監」の下に「、理事」を加える。
別記様式第二号を次のように改める。

附則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程別記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第十三号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

- 第四条の四第一項第一号中「一万分の九千二百四十」を「一万分の九千二十」に、「一万分の一万二千五百九十九」を「一万分の一万二千二百九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万」を「一万分の一萬九千五百」に改め、同項第四号中「一万分の九千三百四十五」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一萬六千五百」を「一万分の一萬五千五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千四百五十」を「一万分の九千」に、「一万分の一萬六千」を「一万分の一萬五千」に改め、同項第七号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同項第八号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千二百二十七・五」に改め、同項第九号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千二百七十五」に、「一万分の六千」を「一万分の五千五百」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を

改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和六十一年東京都下水道局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「~~記入欄を省略する~~」及び「~~記入欄を省略する~~」を「70歳以上〇回（出生時）に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程別記第三号様式の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童手当の受給資格及びその額の認定に係る受給者台帳の作成について適用し、同年五月以前の月分の児童手当の受給資格及びその額の認定に係る受給者台帳の作成については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円

一箇月 六、六〇〇円

（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号 113-0001

リサイクル適性

この公報は、環境にやさしい紙で印刷されています。

リサイクルマーク

環境にやさしい紙